

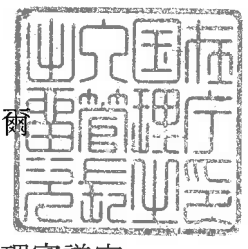


「特定技能外国人受入れ制度における社会保険の加入促進及び保険料の納付促進に向けた出入国在留管理庁と厚生労働省との間の情報連携に関する確認書」の一部改正について

入管庁管第838号
年管発0307第1号
令和4年3月7日

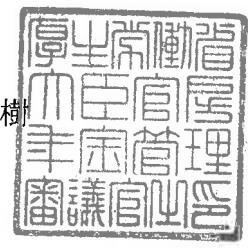
出入国在留管理庁次長

西山卓爾



厚生労働省大臣官房年金管理審議官

宮本直樹



特定技能外国人受入れ制度における社会保険の加入促進及び保険料の納付促進に向けて実施している、出入国在留管理庁と厚生労働省年金局（以下「厚生労働省」という。）との間の情報連携について、提供情報の追加に伴い、「特定技能外国人受入れ制度における社会保険の加入促進及び保険料の納付促進に向けた出入国在留管理庁と厚生労働省との間の情報連携に関する確認書」（令和元年6月19日付け入管庁管第114号・年管発0619第1号）の別紙1及び別紙2を別添のとおり改正する。

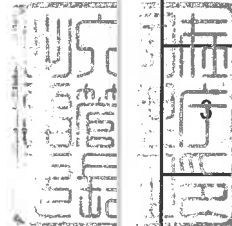
なお、本改正は、令和4年3月に出入国在留管理庁から厚生労働省へ提供される情報から適用する。



(下線部が改正箇所)

●出入国在留管理庁から厚生労働省へ提供する情報項目

番号	項目
1	在留資格「特定技能」の上陸許可を受けた外国人に係る情報【上陸時】
2	在留資格「特定技能」で出国した外国人に係る情報(入管法第26条又は第26条の2の適用を受ける者を除く。) <u>【出国時(再入国許可者を除く)】</u>
	入管法第20条又は第21条の規定に基づく在留資格「特定技能」の許可を受けた外国人に係る情報【在留資格変更時・在留期間更新時】
4	在留資格「特定技能」で在留する者のうち、他の在留資格への在留資格変更許可を受けた外国人に係る情報【特定技能から他在留資格への変更時】
5	在留資格「特定技能」で在留する者のうち、入管法第19条の10ないし第19条の13等の規定に基づき、新しい在留カードが交付された外国人に係る情報【在留カードの氏名・生年月日・性別・国籍変更時、在留カード再交付時】
6	入管法第19条の7ないし第19条の9の規定に基づき、新規上陸後の住居地届出、在留資格変更等に伴う住居地届出及び住居地の変更届出を行い、これらの届出に係る市区町村通知が到達した特定技能外国人に係る情報【住居地新規登録・変更時】
7	特定技能外国人を本体者として在留資格「家族滞在」の上陸許可を受けた外国人に係る情報【帯同家族「家族滞在」入国時】
8	特定技能外国人を本体者として入管法第20条の規定に基づく在留資格「特定活動」の許可を受けた外国人に係る情報【帯同家族「特定活動」変更時】
9	在留資格「特定技能」で在留する者のうち、特定技能所属機関との雇用関係が終了した外国人に係る情報【 <u>離職時</u> 】



●出入国在留管理庁から厚生労働省へ提供する情報項目詳細

		(下線部が改正箇所)																												
①	種別	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
1	(上陸時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	(出国時(再入国許可者を除く))	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	(在留資格変更時・在留期間更新時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	(特定技能から他在留資格への変更時)	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	(在留カードの氏名・生年月日・性別・国籍変更時、在留カード再交付時)	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	(住居地新規登録・変更時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	(帯同家族「家族滞在」入国時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	(帯同家族「特定活動」変更時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	(離職時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※それぞれの処分(上陸許可に関しては、在留資格認定証明書の交付を含む。)に係る申請書上で確認できる情報に限る。

ただし、①、②の住居地情報については、下記の情報を厚生労働省へ提供する。

1(上陸時)及び7(帯同家族「家族滞在」入国時)

上陸許可後、データ抽出時点までに、市区町村から住居地の届出に係る通知があった場合、当該住居地情報。データ抽出時点までに市区町村からの通知がない場合、空欄。

3(在留資格変更時・在留期間更新時)及び8(帯同家族「特定活動」変更時)

在留資格変更許可・在留期間更新許可時点で、市区町村から通知されている最新の住居地情報。

5(在留カードの氏名・生年月日・性別・国籍変更時、在留カード再交付時)

在留カードの再交付時点で、市区町村から通知されている最新の住居地情報。

6(住居地新規登録・変更時)

市区町村から通知される住居地の新規登録・変更に係る情報。